ハ　別表第一区分番号Ｂ００５―７に掲げる認知症専門診断管理料
ニ　別表第一第２章第３部及び第４部に規定する点数
ホ　別表第一第２章第５部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）
ヘ　別表第一第２章第６部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）
ト　別表第一第２章第８部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
①　区分番号Ｉ０１１に掲げる精神科退院指導料
②　区分番号Ｉ０１１―２に掲げる精神科退院前訪問指導料
③　区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料
④　区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料
チ　別表第一第２章第９部から第13部までに規定する点数
三　別表第二に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養
イ　区分番号Ｂ００４―１―４に掲げる入院栄養食事指導料
ロ　区分番号Ｂ００４―９に掲げる介護支援連携指導料
ハ　区分番号Ｂ００６―３に掲げるがん治療連携計画策定料
ニ　区分番号Ｂ００６―３―２に掲げるがん治療連携指導料
ホ　区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料
ヘ　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料
ト　区分番号Ｂ０１１―４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料
チ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１
リ　区分番号Ｂ０１５に掲げる退院時共同指導料２
ヌ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ル　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料
ヲ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料

四　次に掲げる患者
イ　介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床に限る。）に入院している患者
ロ　老人性認知症疾患療養病棟の病床において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者

次に掲げる療養
一　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の３のハの(1)から(3)までの注５に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）
イ　別表第一区分番号Ａ２２７に掲げる精神科措置入院診療加算
ロ　別表第一第２章第５部第３節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六第二号に掲げる薬剤に係るものに限る。）
ハ　別表第一第２章第６部第２節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六第三号に掲げる薬剤（抗悪性腫瘍剤を除く。）に係るものに限る。）
ニ　別表第一第２章第８部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
①　区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法
②　区分番号Ｉ００３―２に掲げる認知療法・認知行動療法
③　区分番号Ｉ００７に掲げる精神科作業療法
④　区分番号Ｉ００８―２に掲げる精神科ショート・ケア（注５に係る場合を除く。）
⑤　区分番号Ｉ００９に掲げる精神科デイ・ケア（注５に係る場合を除く。）
⑥　区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料
⑦　区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料
二　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の３のハの(1)から(3)までの注５に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）
イ　別表第一第１章第１部に規定する点数
ロ　別表第一区分番号Ａ４００の１に掲げる短期滞在手術等基本料１
ハ　別表第一第２章第３部及び第４部に規定する点数
ニ　別表第一第２章第５部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）
ホ　別表第一第２章第６部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）
ヘ　別表第一第２章第８部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
①　区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法
②　区分番号Ｉ００３―２に掲げる認知療法・認知行動療法
③　区分番号Ｉ０１１に掲げる精神科退院指導料
④　区分番号Ｉ０１１―２に掲げる精神科退院前訪問指導料
⑤　区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料
⑥　区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料
ト　別表第一第２章第９部から第13部までに規定する点数
三　別表第二に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養
イ　区分番号Ｂ００４―１―４に掲げる入院栄養食事指導料
ロ　区分番号Ｂ００４―９に掲げる介護支援連携指導料
ハ　区分番号Ｂ００６―３に掲げるがん治療連携計画策定料
ニ　区分番号Ｂ００６―３―２に掲げるがん治療連携指導料
ホ　区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料
ヘ　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料
ト　区分番号Ｂ０１１―４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料
チ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１
リ　区分番号Ｂ０１５に掲げる退院時共同指導料２
ヌ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ル　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料
ヲ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料

別表第二第四号の項の次に次のように加える。

四の二　次に掲げる点数が算定されるべき療養	特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合（当該患者について、同一月において、ターミナルケア加算又は看取り加算を算定している場合を除く。）に限り、算定できる。
イ　別表第一区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注10に規定する加算	
ロ　別表第一区分番号Ｃ００５―１―２に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注10に規定する加算	